

オーナー

貸付金借入金 消去の税務

～ エビデンスの整理も留意しながら解説 ～



セミナー
の
ポイント

- ・ 社長借入金消去の方法と税務上疑義ある点を検証
- ・ 社長貸付金消去の方法と税務上疑義ある点を検証
- ・ それぞれにつき当局調査に対応できる証拠保全の方法

講師

伊藤 俊一 氏

伊藤俊一税理士事務所 代表税理士

1978年(昭和53年)愛知県生まれ。勤務時代、都内会計事務所を経て、都内コンサルティング会社にて某メガバンク案件に係る事業再生、事業承継、資本政策、相続税等のあらゆる税分野のコンサルティングを経験。

特に、事業承継・少数株主からの株式集約(中小企業の資本政策)・相続税・地主様の土地有効活用コンサルティングは勤務時代から通算すると数百件のスキーム立案実行を経験しており、豊富な経験と実績を有する。

一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻(専攻:租税法/研究テーマ:民事信託)修士課程在学中。
現在、厚生労働省ファイナンシャル・プランニング技能検定 試験委員。信託法学会所属。



東京生講座
オンライン LIVE & アーカイブ

5/21 (火) 16:00-19:00

再放送

6月7日(金) 18:00～21:00
6月22日(土) 13:00～16:00
7月3日(水) 18:00～21:00

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場:先着20名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能
※ オンラインアーカイブは3営業日後12:00より1週間視聴可能。

受講料

一般

会場受講・オンラインLIVE

15,000円(税込)

※ 無料相談付き

再放送

20,000円(税込)

オンラインアーカイブ

25,000円(税込)

会員

無料

資産税実務研究会 /
定額制クラブ /
資産税オンライン会員

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

オーナーからの貸付、すなわち法人にとっては役員借入金(貸方)に計上されている金額について消去の手法について生前対策で考えられる事項は下記が代表的です。

- ① オーナー(社長)が会社に対し債権放棄(会社にとっては債務免除)
- ② DES
- ③ 擬似DES
- ④ 役員給与減額、減額分で徐々に精算(タイミングが合えば役員退職金との相殺)
- ⑤ 代物弁済等
- ⑥ 貸付金を親族へ贈与
- ⑦ 持分会社移行による貸付金減額プランニング 等々

生前対策で考えられる解消の方法とその税務リスク、エビデンスの整理について検証していきます。

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

5/21(火)「オーナー貸付金借入金消去の税務」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 生講座会場受講(20名様) オンラインLIVE講座 オンラインアーカイブ
 再放送
 6月7(金) 18:00 ~ 21:00 6月22(土) 13:00 ~ 16:00 7月3日(水) 18:00 ~ 21:00

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ 資産税実務研究会 会員 資産税オンライン会員 信託実務研究会 会員 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail